株式会社日本旅行北海道

女性活躍推進法に基づく行動計画

職業生活において女性が活躍しやすい環境を作ることを目的に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（「女性活躍推進法」という。）に基づき、「行動計画」を以下の通り策定しましたのでお知らせします。

■行動計画期間　　2025（令和７）年４月１日～2028（令和 10）年３月 31 日までの３年間

■目標　安定して勤務できる環境をつくることで定着を図り、女性社員の勤続年数を伸ばしていく。

■具体的取組

①育児休業の取得しやすい環境づくりを目指す。

［対策］　●育児休業取得状況の社内公表
●育児休業取得に対する管理職の理解深度化

②フルタイム労働者等の所定時間外・休日労働時間を全社平均で年間１００時間未満とする

［計画］	●2025 年４月	過去の所定外労働時間の実態を把握
	●2025 年５月	労使協議会での検討開始
	●2025 年６月	所定外労働時間削減に向けた具体策の立案・検討
	●2025 年７月	所定外労働時間削減に向けた取組開始 労使協議会での定期的な状況把握と効果測定

③2027 年４月から 2028 年３月までの年次有給休暇の取得率を全社平均６０％とする。

［計画］	●2025 年６月	年次有給休暇（年休）の取得実態を把握し、 労使協議会で検討
	●2025 年７月～９月	リフレッシュ休暇取得推進期間
	●2025 年 12 月	年末取得促進
	●2026 年１月	年始取得促進
	●2026 年１月～３月	３ヶ月間で追加取得促進 半年毎に状況把握と効果測定